

事 務 連 絡
令和3年11月26日

社会福祉施設等施設長・管理者 様

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染が疑われる者又は
感染した者が発生した場合の対応について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

施設の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応については、令和2年10月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課他連名事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（以下「令和2年10月15日事務連絡」という。）が示されていることから、当室でこれを読みやすいように書き換えたもの（以下「室長事務連絡別紙」という。）を作成し、各施設等に送付するとともに、当室ホームページに掲載して活用を呼び掛けてきたところです。

今般、別添の令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課他9課連名事務連絡「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」において、感染防止対策の留意点については、既存の手引きや感染防止マニュアル等を参照することとされ、令和2年10月15日事務連絡は全部廃止することとされました。

しかしながら、令和2年10月15日事務連絡のうち、「新型コロナウイルス感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応」に関する部分は、現時点でも適用できる内容であり、かつ、重要なポイントが簡潔にまとめられており有用であることから、引き続き、室長事務連絡別紙を活用いただきたいと考えております。

つきましては、再度、室長事務連絡別紙（内容は、令和2年11月5日改定版と同じです。）を送付しますので、比較的感染状況が落ち着いている、このタイミングをとらえ、万一の際の対応を全職員で確認・共有するようお願いいたします。

以上